経　済　産　業　省

２製安第４７号
令和２年１２月１５日

電気用品調査委員会
　委員長　大崎　博之　殿

経済産業省産業保安グループ
製品安全課長　　原　伸幸

殺菌灯を有する電気消毒器にかかる安全基準の見直し検討について

平素、電気用品安全行政につきましてご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、殺菌灯を有する電気消毒器については、電気用品安全法の技術基準解釈通達別表第八にその安全基準が定められており、現行の基準は、庫を有し庫内の対象物に殺菌灯の光線を照射する構造のものを想定した内容となっております。

一方で、我が国の新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、消費者の消毒・除菌に関する意識が高まっていることを受け、庫を有さず、直接対象物に殺菌灯の光線を照射するような製品が市場に多く出回っております。

このような電気製品は、電気用品安全法における電気消毒器に該当すると考えられることから、当該技術基準解釈通達別表第八における電気消毒器の安全基準を見直す必要があります。

ついては、こうした殺菌灯を有する電気消毒器にかかる安全基準の在り方について、可及的速やかにご検討及び取りまとめをお願いいたします。